

令和 7 年

- 第 1 回 -

藤 岡 市 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

藤岡市教育委員会

令和7年第1回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和7年1月22日（水）

午後2時53分

場 所 教育庁舎3階第1会議室

開 会

日程第1 第13回定例会の議事録の承認

日程第2 教育長の諸報告

日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第4 議案第1号 学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程及び体育奨励及び振興
に関する教育長表彰規程の一部改正について

日程第5 議案第2号 令和6年度教育長表彰該当者の決定について

日程第6 協 議 事 項 藤岡市文化財保存活用地域計画について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	高 橋 祐 紀 君
委 員	内 田 孝 嗣 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	酒 井 昭 仁 君	教育総務課長	山 下 由 希 子 君
学校教育課長	佐 藤 淳 君	生涯学習課長	塚 本 健 次 君
文化財保護課長	嶋 村 博 通 君	文化財保護課 係 長 代 理	文 挾 健 太 郎 君
スポーツ課長	岸 憲 彦 君	学校給食センター所長	木 島 尚 美 君

・事務局職員出席者

係 長	島 田 修 平	書 記	温 井 謙 人
-----	---------	-----	---------

会 議 の 概 要

開会 14時53分

開 会

教 育 長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和7年第1回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

日程第1 第13回定例会の議事録の承認

教 育 長（田中政文君）日程第1、第13回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）第13回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）第13回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教 育 長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教 育 長（田中政文君）最初に教育総務課です。

小中学校の体育館改修工事について、本年度は平井小学校の体育館を改修いたしました。昨年12月末に工事が完了し、1月上旬に完成検査を実施して、無事、引渡しとなりました。

本年度の教育長表彰につきましては、各学校及び団体からの推薦を元に、1月9日に教育長表彰選考委員会を開催し、本日、表彰該当者の決定について議案を提出しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

次に学校教育課です。

1月7日から3学期が順調にスタートしました。1月8日の校長会議では、3学期開

始に際し、冬休み明けの子どもたちの不安な心に寄り添うなど、1人1人に目を向けたきめ細かな対応を行い、自殺予防、問題行動の未然防止に努めるよう指示しました。

また、引き続いての感染症予防対策、服務規律確保の徹底、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの取組みについてのまとめと評価、次年度に向けた準備についても指示しております。

学校関係の事業ですが、昨日21日に、いじめ問題解決に向けた子ども会議を開催しました。この会議は、藤岡市内の全小中学校の代表児童生徒が集まり、いじめ問題解決に向けて意見交換を行うことを通して、児童生徒が主体となっていじめ撲滅に向けた取組みを推進するもので、5年ぶりに参集型で開催いたしました。参加した児童生徒は、いじめ問題を自分事として捉え、熱心に話し合いを行っておりました。

次に生涯学習課です。

教育委員の皆さんにもお世話になりましたが、1月12日にみかぼみらい館で二十歳を祝う会を開催いたしました。今年も式典終了後に抽選会を行い、会場は大いに盛り上がりました。参加者は481名で、対象者622名に対し77.3%の参加率でありました。

12月の総合学習センターの利用状況は、文化施設利用221団体、2,428人、体育施設利用161団体、2,866人、合計382団体、5,294人でした。

次に文化財保護課です。

東京近郊から高山社跡を訪れるパッケージツアーが実施中です。阪急交通社の日帰りバスツアー「登録10周年！2つの世界遺産構成資産富岡製糸場&高山社跡いちご狩り体験群馬藤岡市」というもので、市内でのいちご狩りやららん藤岡での昼食、スイーツ作り体験と買い物、富岡製糸場見学を組み合わせた行程です。1月11日、18日、23日、26日、31日、2月2日の6回来藤します。

12月の藤岡歴史館の来館者数は419人、デジタル博物館のアクセス数は3,196件、高山社跡の来場者数は552人でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、12月22日に第15回藤岡市新体操演技発表会、1月に入り、12日に第40回藤岡市民綱引き大会、13日に第8回藤岡市ジュニアマラソン大会、19日に第70回藤岡市民スキー大会など6大会が開催され、873人が参加しております。

なお、ジュニアマラソン大会では、小学1年生から6年生まで6回連続して出場した選手10人に対し、特別賞の表彰を行いました。

教室関係では、ジュニアスキー教室、健康・体力づくり教室、スケート教室など5教

室が開催され、114人が参加しております。

最後に学校給食センターです。

3学期の学校給食は、1月8日より開始しております。

食育の関係では、栄養士による給食時学校訪問を15日から開始しております。3学期は、小学1年生と6年生のほか、1、2学期に実施できなかったクラスへの訪問を予定しております。

以上、教育長報告といたします。

教 育 長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の承認を求めること について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第3、報告第1号、事務の臨時代理の承認を求めることについてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは事務局より報告第1号について説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）報告第1号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市奨学金制度は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例及び条例施行規則に基づき、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与しているものでございます。

奨学資金の貸与申請の時期は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第2条第2項で、毎年教育委員会の定める期日までに教育委員会に提出することが定められており、通常は2月1日から2月28日までを提出期間としておりますが、同項ただし書きで特別な事由がある場合に限り、年度の途中でも申請手続きを行える旨の例外規定が設けられております。

個人情報に係る部分を省略

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第 1 号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

報告第 1 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、報告第 1 号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 1 号 学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程及び体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 4、議案第 1 号、学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程及び体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第 1 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）教育長表彰は、市内在住、在勤、在学の団体又は個人で学芸及び体育の分野で功績顕著な者を表彰するもので、例年 2 月に表彰式を開催しています。今回改正する規程は、学芸及び体育の分野それぞれについて、表彰の対象、基準等を定めているものです。

今回の改正は、学芸及び体育の両規程に共通するもので、学芸奨励賞、体育奨励賞、学芸特別奨励賞及び体育特別奨励賞の表彰状に今まで記載されていた、個別の大会名、順位及び部門を削除することに伴い、表彰状の文言の一部を変更するものでございます。

具体的には、学芸及び体育の両規程の様式第 1 号及び様式第 3 号中において、表彰状の文言のうち「頭書のとおり」を削るものです。なお、様式第 1 号は奨励賞、様式第 3 号は特別奨励賞の表彰状の様式を定めたものとなっております。

参考に、表彰状の形の改正案を配布いたしましたので併せてご覧ください。

施行日は、公表の日からとするものでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 1 号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委 員（高橋祐紀君）頭書のとおりを抜いて、大会名や順位などの具体的な内容がなくなるということですか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（山下由希子君）参考に配布した表彰状の改正案をご覧くださいければと思うのですが、上が昨年度までの表彰状で、今回の一部改正で下の表彰状のようにしようと思っております。過去に 1 人でたくさんの表彰状を受け取っている方がいて、学校からも枚数を減らせないかという意見をいただいていた。昨年度は一番多い方で 22 枚の表彰状をもらっている方もいまして、いろいろ検討した結果、教育長表彰は大会の結果を大会ごとに表彰するのではなく、その 1 年度の中の活躍の結果を表彰するという意味合いでございますので、このような表彰状の形に改正させていただきたいと思っております。

委 員（高橋祐紀君）ありがとうございます。どんな理由でこうなっていたのかということが、知りたかったので納得がいきました。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）今の質問に関連する話になるのですが、スポーツでいい成績を残して、学芸でもいい成績を残したという人がいたときに、1 つの表彰状という形になるのですか。それとも学芸は学芸、体育は体育という形に分かれるのですか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（山下由希子君）学芸と体育と別々になります。学芸と体育には、それぞれ奨励賞と特別奨励賞、振興賞と特別振興賞という賞がございまして、奨励賞と特別奨励賞については個人の結果についての表彰です。振興賞と特別振興賞というのは指導者に対しての表彰になっています。種類が分かれていますけれど、学芸と体育は別々に表彰しております。

委 員（秋谷雅文君）表彰の部門はいくつあるのですか。

教育総務課長（山下由希子君）学芸で奨励賞と特別奨励賞、振興賞と特別振興賞の 4 種類、体育も同じで 4 種類ずつ計 8 種類あります。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 1 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、議案第 1 号、学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程及び体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 2 号 令和 6 年度教育長表彰該当者の決定 について

教 育 長（田中政文君） 次に、日程第 5、議案第 2 号、令和 6 年度教育長表彰該当者の決定についてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第 6 条第 1 号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第 17 条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、本案件については非公開といたします。それでは事務局より議案第 2 号について説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君） 議案第 2 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）教育長表彰は、学校教育及び社会教育、また学校体育及び社会体育において、功績顕著な方を教育長が表彰し、その栄誉を称えるものです。

お手元の令和 6 年度教育長表彰候補者の名簿をご覧ください。本年度の教育長表彰該当者は、学校及び各団体より学芸奨励賞 85 名、体育奨励賞 100 名、合計 185 名の推薦がありました。

この推薦について、教育長表彰規程に基づき、去る 1 月 9 日、教育長表彰選考委員 11 名の出席の下、選考委員会を開催いたしました。

その結果、学芸奨励賞 84 名、体育奨励賞 96 名、合計 180 名が、教育長表彰に該当すると認められたものであります。

被表彰者の選考基準は、学芸奨励賞は群馬県 1 位、関東・東日本などの地方大会で 3 位以内、全国 6 位以内の入賞、国際大会等への出場、出品又はこれらと同等の成績を収

めた方、体育奨励賞は県大会1位、県記録の更新、最優秀選手賞等の受賞、関東・東日本などの地方大会で4位以内、全国大会8位以内の入賞、国際大会等への出場又はこれらと同等と認められる成績を収めた方を対象とするものです。

なお、学芸部門で1名、体育部門で4名の方が、推薦されたものの非該当となりました。学芸奨励賞に推薦された1名の方については、出場した大会で受賞した賞よりも上位のクラスの賞があり、実質的な1位でなかったことから非該当となったものです。体育奨励賞に推薦された4名のうち1名については、出場した大会で受賞した賞よりも上位のクラスの賞があり実質的な1位でなかったこと、もう1名の方は、大会の規模が関東大会レベルでなかったこと、もう1名も大会の規模が市大会レベルのもので県大会とはいえなかったこと、最後の1名の方は表彰基準に該当しなかったため、それぞれ非該当となったものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、お手元の表彰候補者名簿は、閉会後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第2号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委 員（高橋祐紀君）確認なのですが、先ほどの議案第1号の一部改正によって、昨年より今年は表彰状を発行する枚数が減っているということでしょうか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（山下由希子君）1人1枚ということですので減っています。

委 員（高橋祐紀君）もらう側もその方がすっきりとしていいのかなと思います。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）グループ単位で表彰を受けている方がいますよね。例えばコーラスなどは表彰対象になる方が何十人というと思いますが、それぞれ個人に学芸奨励賞が表彰されるのですか。それともグループ単位で表彰されるのですか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（山下由希子君）個人を表彰するものですので1人1枚、表彰状を渡します。

委 員（秋谷雅文君）その方が励みになりますね。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 2 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、議案第 2 号、令和 6 年度教育長表彰該当者の決定については、原案のとおり承認されました。

日程第 6 協 議 事 項 藤岡市文化財保存活用地域計画について

教 育 長（田中政文君） 次に、日程第 6、協議事項、藤岡市文化財保存活用地域計画について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（嶋村博通君） 協議事項について朗読及び概要を説明する。

（説明内容） お手元に A 4 の 1 枚紙で「藤岡市文化財保存活用地域計画について」というもの、それからカラー両面刷りで「藤岡市文化財保存活用地域計画【群馬県】」という概要を示したもの、それからホチキス止めになっておりますが、文化庁が出しております「文化財保存地域活用計画－歴史文化で魅力ある地域へー」というもの、そして厚い冊子になっておりますが、「藤岡市文化財保存活用地域計画（案）」といったものが用意されているかと思えますけれども、これらの概要について説明を申し上げます。

そちらの藤岡市文化財保存活用地域計画についてという 1 枚紙にのっとお話をさせていただきます。文化財保存活用地域計画でございますが、こちらにつきましては平成 31 年 4 月 1 日に施行になりました改正文化財保護法が背景としてあります。このときの改正では、その趣旨といたしまして過疎化、少子高齢化などの地域社会の変貌を背景に文化財の滅失や散逸の防止等が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要となっております。このため、地域における文化財の計画的な保存、活用の推進や地方文化財保護行政推進力の強化を図るという趣旨をもって改正されたものでして、そのときに都道府県においては文化財保存活用に関する総合的な施策であります大綱といっているものを策定することができる。他方、市町村においてはこの都道府県の大綱を勘案して文化財保存活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できるというようなことで定められております。群馬県におきましては群馬県文化財保存活用大綱というものが令和 2 年 6 月 3 月に定められておりまして、これを踏まえて県内

におきましても、文化財保存活用地域計画の策定作業が進められているところであります。新聞報道等で既にご承知かと思えますけれども、県内におきましては高崎市と嬭恋村、そして館林市で既に認定を受けております。そして、この作成の目的、一部ダブりますけれども、市町村における文化財保存と活用に関する総合的な法定計画として定めまして、市町村の総合計画の下に位置付けを行い、文化財を総合的に一体的に保存・活用し、地域の特長を生かした地域振興と文化財の継承につなげるという目的になっていますが、文化財を一体的に保存・活用という言い回しをよくするのですけれども、個々の文化財をバラバラというのではなくて複数のつながりであったり、共通のテーマを持った、あるいはストーリーを持ってくくっていくと、その共通テーマ、ストーリーのもとに保存・活用を図っていく、そんな考え方をいたします。そして、地域の特徴を生かしたという言い方をしましたけれども、ちょっと違う言い方をしますと、各地域で持っている伝統文化あるいは地域のアイデンティティという言い方をよくしますけれども、それらを生かして地域振興と文化財の活用、幅広く把握して守りながら生かしていくという活動につなげていこうというものでございます。

作成のメリットということで、文化財の保存・活用・継承の具体的な道筋をお示しすることができるということになります。そして部局間連携によるといいますか、非常に幅広い連携を求めて計画的な文化財保護行政を進めていくということができるというメリットがございます。一番下に想定される事業例ということで挙げておりますが、文化財を活用した交流人口の増加、まちのにぎわいの創出、移住促進や観光振興等に関する事業などを想定していると挙げておりますように、地域振興、それから観光振興、こういったものにより活用が図っていけるように、1つ1つポツンポツンとあるということではなくて、より幅広く面としてストーリー性をもって捉えることによって、地域振興や観光振興に貢献できるというメリットがあると考えられております。ひとつ上のポツのところですが、これを定めることによって、一部の文化財関係の国庫補助事業の優遇措置、優先採択や補助率の加算というものが見込めるといったメリットもございます。

そしてこの地域計画の構成でございますけれども、目次として序章の後、第1章から藤岡市の概要、藤岡市の文化資源、藤岡市の歴史文化の特性、文化資源に関するこれまでの把握調査、文化資源保存・活用に関する将来像と方向性、文化資源の保存・活用に関する現状と課題、文化資源の保存・活用に関する取り組みと挙げていきまして、第8章で関連文化財群、第9章で文化資源の保存・活用の推進体制といった構成を取っております。概要版、両面2枚でとじてあります資料を1枚開いていただきますとこちらの第3章辺りから第7章辺り、こちらの概要を図化したものを掲げております。それぞれ

基本方針、課題、方針、取り組みということで評価研究、保存、活用、継承といったものを掲げまして、基本方針からどのような課題が現在あり、どのような方針の下にどのように取り組んでいくのがよいかというものを図示しております。

このカラーのもので戻っていただいて1枚目のところをご覧くださいますと、藤岡市の歴史文化の特性ということで、藤岡市においては古代から現在に至るまで連綿とモノづくりを軸に、藤岡に住んだ人々は土地の地質・地勢を最大限に利用して藤岡独自の歴史文化を紡いできた。それを象徴するのが太古から連綿と行われてきたモノづくりであるということで、「モノづくり」というキーワードのもとに1番から5番で例示してありますが、藤岡市の地形とモノづくりの歴史、どのような材が採れるか、石材などですけれども、そういった天然資源を利用したモノづくりに、どのようなものがあり、どのように行われてきたか、そしてモノづくりには、作ったものを起点としてさまざまな交流、そしてつながりがございます。それから古い時代においてはモノがあるところには信仰があります。現在のようにドライにモノをモノとして捉えるようになるのはかなり時代が下がってからのことで、江戸時代から明治時代くらいまではそれぞれに対する信仰、モノについても何らかの霊が宿るという考えがあった。その作られたモノをめぐって信仰活動が行われたということで重要な役割を担ってきているものでございます。そしてモノづくりが創った藤岡らしさということで、具体的に、近い時代の方々、高山長五郎や堀越二郎といった方々を例示しまして、掲げさせていただいております。

そして3ページ目になってきますと3つの関連文化財群ということで、藤岡市に所在するさまざまな文化資産をテーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉える、この歴史文化の特性を基に3つの関連文化財群を設定するということが掲げております。

一番最初の「モノづくりと醸される交流と信仰」というものにつきましては、その裏面に掲げてございますが、これのほかに「古墳と歩むまち」、「絹文化が育んだ世界遺産高山社跡」ということでテーマを掲げた中でストーリーを例示しております。最初に「モノづくりと醸される交流と信仰」ということでは、そこにありますように藤岡市に備わる地質・地勢を利用したモノづくりが歴史文化の方向性を決めております。先史時代から連綿と行われてきたモノづくりは様々な場所で利用されるだけでなく、他地域との交流を生み、信仰を創出する道具にもなります。モノづくりにおける系譜は現在まで受け継がれ、藤岡らしさを形作っております、ということで、下に三波川結晶片岩、三波石と言うと分かりやすいかと思うのですけれども、載せてございます。それから古代の窯業。焼き物作りをしていた窯跡、それから航空機の設計技術者でありました堀越二郎などを掲げております。

それから、古墳と歩むまちということで、藤岡市に1,500基以上存在した古墳が現在も私たちに生活の中に溶け込んで藤岡らしい独自の景観を形づくっています。古墳は、古墳時代と呼ばれる古い時代の豪族の墳墓ですが、現代でもそこに寺社が建てられて信仰の場として機能していたり、郷土芸能の伝承の場として利用されていたり、更に、魅力的なコンテンツとしてキャラクター化されるなど新たな価値づけが行われております。ということで、古い時代にあっただけでなくて、現代も私たちの生活文化の中で重要な役割を果たしているということを掲げております。

そして絹文化でございますが、養蚕の記憶は今の藤岡に住む人々の間で共有され、生活と密接に結びつき、非常になじみ深いものです。ということで藤岡で古代から続く養蚕の伝統は江戸時代に県内最大の絹市へと発展して様々な文化が花開きました。明治時代には清温育という養蚕飼育法を生み出し、全国に広めた世界文化遺産高山社跡ということで結実をしていくということで、下に掲げたようなものを掲載していますが、このようなことでストーリーを設定し、それを例示することによって、地域の文化財を知ること、そして学ぶ、それを守る・生かす・つなぐといったキーワードの下に文化財の保存・活用を図っていけるように、ということで作成計画を現在進めております。

大部になっております地域計画（案）、こちらはちょっと説明を始めると非常に長くなってしまいますので、お目通しいただくということで説明を省きますけど、現在、このようにまとめまして、4のスケジュールのところですよ。1月10日までパブリックコメントということで、広く市民の意見をお尋ねしておりました。その結果2件の意見が寄せられまして、担当の方でこれを生かすべく検討しております。そして、この後ですが、2月6日に文化財保存活用地域計画協議会を開催いたしまして、パブリックコメントを踏まえた意見を聞くということになっております。そして12日に計画しておりますが文化財保護審議会、こちらにおいて専門家の意見を聞くということでご提示をしております。そしてそのあと2月21日ということになりましたが、文化庁から担当の調査官に藤岡に来ていただきまして、現地視察、それから直接お会いしての指導を受けるということになっております。そして3月中にはこの文化財保存活用地域計画を完成させまして、新年度になってから文化庁調査官、そして関係省庁に意見照会をした後、県を經由して文化庁へ申請をして認定を受けるというスケジュールでもって今後進めてまいるのでございます。以上、簡単ですが概要の説明ということでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より協議事項について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）こういった文化財を後世に保存して伝承すると、更には教育や地域振興に利活用していくということは非常に素晴らしいことだと感じております。そこで、例えば獅子舞などの郷土芸能といった形の文化財があると思うのですが、今後、文化庁の認定を受けると、それらを管理していく費用に対しての補助金や助成金といったものはあるのでしょうか。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）それでは担当の文挾の方から回答させていただきます。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）地域計画を担当しております文挾と申します。よろしく願いいたします。今、秋谷委員の方からご質問があった件なのですが、地域計画の認定があることを条件に、国庫補助金などの予算の獲得が容易になる可能性があるというものになっております。

教 育 長（田中政文君）教育部長。

教育部長（酒井昭仁君）秋谷委員のご質問の趣旨は、例えば地域にある獅子舞などの文化財指定をされていない郷土芸能に対して市が交付する補助金という意味ですか。

委 員（秋谷雅文君）そうではないです。各地域には文化財指定されていない郷土芸能などがあると思いますが、地域計画の中に記載があれば文化財指定はされていなくても、例えば、獅子舞の獅子頭が壊れたとか、神社の修復が必要になったときに国庫補助が受けられるということなのですか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）具体的に個別の文化財に対しての補助金申請が可能かどうかということはケースバイケースですが、この計画に載っていることが条件で未指定の文化財でも国庫補助金を申請できる可能性があります。

この冊子のほかに未指定文化財リストというものがあまして、そちらに藤岡市の未指定文化財を8,000件ほど掲載したリストを作っています。そちらの方に先ほどおっしゃったような獅子舞ですとか民俗芸能なども掲載しています。

委 員（秋谷雅文君）藤岡市の地域計画に記載されれば藤岡市を通じて国に補助金申請をできるということなのですか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）国庫補助金の申請には実行委員会形式ですとか、さまざまな形式がありますが、地域計画を作ることで、未指定文化財に対しての国庫補助金の獲得が容易になる可能性があるということは文化庁との協議の中でも確認しております。

こちらの地域計画は、今まで未指定文化財に対して保護の網がかかっていなかったりですとか、消滅の恐れがあるということを懸念して作る趣旨で、未指定文化財も指定文

化財も合わせて取り上げて、保護の対象とするものでございます。

委員（秋谷雅文君）この藤岡市の地域計画は手続きを経て認定されるだろうと思いますが、私がちょっと心配しているのは、今まで以上に教育委員会の文化財保護に必要な費用が増大して、それに対して国から十分な補助がないと財政上の負担が膨大になってしまうのではないかとということに心配があるのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

今までの文化財保護行政に理解不足なところがあるかもしれませんが、いろいろな地域に獅子舞とか太々神楽といった郷土芸能などがありますよね。今まで教育委員会はそういった郷土芸能などに補助金を出していなかったのですか。

教育長（田中政文君）ただ今、秋谷委員から保存活用地域計画を策定して、計画どおりに進めていくためには、これまで以上の予算が発生するのではないかとご質問がありました。この保存活用地域計画と予算との関係はどうなっているのかということと、国庫補助金の申請というのは個々の文化財で行うのか、それとも藤岡市の保存活用地域計画全体として申請し、交付された国庫補助金を市が個々の文化財に対して予算の配分を決めていくのか、その辺りを整理して説明してもらえますか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）地域計画（案）の冊子の68ページから今後の取り組みといった形でさまざまな事業名を挙げさせていただいておりますが、これらの事業のほとんどはこれまでの経常業務を整理して載せたものとなっております。こういった経常業務を整理した事業が計画全体の約7、8割ですので、それに対して大幅な予算の増加が発生するということはないかと思いますし、地域計画に載せたということで、これまで行っていた経常業務に対しても国庫補助が獲得しやすくなる可能性があるというものです。

個別の無形の民俗文化財が補助の対象になるかについては、地域計画が認定された後にご相談いただければと思います。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）資料を見ていくと課題とか、それに対する方針というものが、例えば地域計画（案）の冊子の第6章の中にはあります。この課題を見つける人たちというのは、先ほどパブリックコメントという言葉も出てきましたが、課題を見つけるにはその問題意識の持ち方というのも重要で、例えば年齢の高い人、若い人、男性、女性もあるかもしれませんが、違う属性の人たちにどういった課題があるかと聞けば違った課題が出てくるのかと思います。

それから、方針という意味では情報発信について、今時のはやりとか若い人たちしか持っていない方法で、資源の活用化というようなアイデアが出てくるとか、そういうことも多いと思うんですよね。すごい勢いで時代が変わっていて、先ほど定例会の開催前に事務局からペーパーレス化という話もありましたけど、そうするとこの課題も誰からくみ上げて、そして誰のアイデアを方針に生かすかということが、この地域計画を策定していくのに当たって、話し合いが持たれたのか、または今後、時代が変わる中でどういう人たちからそれを求めて実行していく必要があるのか、ちょっとその辺のことを聞きたいのですが、これだけ情報化時代が進む前の時代から今までやってきたことと、それにプラスして少しずつデジタル化というもので積み上げてきているかと思うのですが、急激な価値観の変化というものを生かしていかないと、活用するという意味では大きな進展は見られないのかなと思うので、そんなことを聞いてみたいのですが。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）ちょっと概念的な話になってしまうのですが、まず策定する段階では協議会の中で郷土芸能に携わっている方ですとか、地域において保存・活用などに携わっている方に参加していただいて、協議会に加わる形で手続きを踏みながらまとめてきたものであります。それから、策定後ということになりますけれども、考え方として、従来のように文化財保護課が旗振りになって牽引していくというより、さまざまな地域で保存会というような団体の方々、こちらをアシストしていく、あるいは、そういった活動をコーディネートしていくというような動きにシフトしていくというのが考え方になってきます。ですから、すぐに切り替わるということはないと思いますけれども、地元で現に携わっている方の意見、それから活動をいかに支えていくか、そして、それらの人たちをむしろ主人公に、地域振興、観光振興に携わっていけるようにというふうな形への基準づくりになります。

それから、現在、各市町村においてこの計画を策定中ということで、すぐに出そろうということはないと思うのですが、今後、国あるいは県が先ほど話に出ました補助金ですとか、何かを進めるときに、この計画をその所管市町村の下で策定し、そこでどのように触れられているかというものがあって、それにのっとって進められていくものなのかどうかというものが、1つ審査対象になっていくということもあって、これらの地域計画が重要になってくると認識しております。

委 員（高橋祐紀君）ちょっと違う例えを出しますが、活性化とか観光のような村おこしということを考えるときにも共通する点があるかと思うのですが、村おこしに必要な人材は、若者、よそ者、ばか者という考え方があります。つまり、今までのお年寄り

が真面目に考えた結果良いと言われているだけのものから外れる必要があったり、それからよそ者ですね。違う目で地域を見ることが出来る者が必要だったり、それから採用されるか分からないけどいろいろな意見を出せるばか者が必要だと言われています。これがいい例なのかどうかは別ですが、このような柔軟な体制で考えていくということも必要で、それが行政としてどこまでできるかということとは分かりませんが、柔軟な対応ということもどんなふうに取り入れられるかということも考えていただけるといいのかなと勝手に言わせていただきました。

教 育 長（田中政文君）ありがとうございます。先ほど課長の方から説明のあった枠組みの中の一番下の部分が実際やっているようなことが書いてあると思うのですが、このところの一番下の取り組みというところに、今、高橋委員のおっしゃった様々なアイデアとか考えを入れていくということが大事なのかなと考えながらお聞きしていました。大変ありがとうございます。参考にさせていただきます。

他にご質疑はありませんか。

内田委員。

委 員（内田孝嗣君）これを拝見させていただきますと、今までの文化財の総まとめをここでしたと受け取れるわけですが、これを今後、活用していくということで、いったん作ったからには、作っただけというわけにもいかないわけでありまして、高橋委員の質問と被るところもあるのですが、作ったからには常にブラッシュアップしていかないと生きた活用にはならないとも思います。やはり課題や方針などといった文言もこの中にたくさんありますので、生きたものにしていっていただきたい。先ほど民間のアイデアにシフトしていくというお言葉もあったのですが、やはり専門家でないと分からないこともございますので、バランスを取りながらブラッシュアップをしていっていただきたいと感じたところでございます。

一点、私の方からお願いがあるのですが、これは総合計画の中に含まれるのですか、総合計画とは別の冊子になるのでしょうか。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）総合計画とは別で、総合計画の下に位置付けられるものです。

その前にご意見いただいた常にブラッシュアップということですが、現在進めております計画期間、令和7年間から10年間ということで、10年後を目安に更新を図って、おっしゃられたようなブラッシュアップを図っていくというようなことで、今後進めていきたいと考えています。

教 育 長（田中政文君）内田委員。

委 員（内田孝嗣君）別の冊子ということでもありますけど、このような素晴らしい資料なのですが、例えば、総合計画は図書館であるとか市の機関や出先機関には置いてあると思うのですが、今後、文化財保存活用地域計画に関してはどのようなところに置く想定とかはされているのですか。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）そうすれば文挾の方から回答させていただきます。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）冊子になるほかに、市民の方向けの概要版を作る予定でして、それは来年度、認定後に作る予定です。そちらの方はデータでホームページの方で公開する予定になっています。こちらの厚い方の冊子もホームページで公開して、どなたでもダウンロードで読むことができるようにする予定になっています。

委 員（内田孝嗣君）印刷物として作るという計画ではなくて、ホームページで閲覧というイメージなのですか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）印刷物でも作る予定です。

委 員（内田孝嗣君）なんで私がこんな質問というかお願いをさせていただいたかというと、このような素晴らしいものを作るのであれば学校などにも配って、子どもたちが夏休みの社会科研究などに活用するため、あるいはこういったものを配ることによって郷土愛、郷土に対しての関心を向けてもらうきっかけになるのではないかと思います、できれば学校に1冊とかじゃなくて、教室に1冊あってもいいくらいではないかと思ったのですから、いろいろ予算の関係もあるでしょうから、どのような閲覧方法がいいのかご検討ください。よろしくお願いいたします。

教 育 長（田中政文君）ありがとうございます。学校とも連携していきますけど、実は学校も受け身ではなくて、去年の美土里小学校とか西中学校、今年は北中学校も行っていましたけれど、文化財をどのように活用して地域を盛り上げていこうかという授業をしているんですね。その授業のグループの中に私なんかも入って聞いていると、結構いいアイデアを出しているんです。このような計画を私たち大人が見ると子どもたちに与えて指導するといった発想になるのですが、逆に子どもたちのアイデアも先ほどの高橋委員の話じゃないですけど、受け取って使っていければと思いますので、いいご意見をいただけましたので、学校に広めたり、お互いやりとりして教育委員会事務局としてもやっていければと思います。どうもありがとうございます。

他にご質疑はありませんか。

貫井委員。

委員（貫井真由美君）ちょっと重箱の隅をつつくようなことなのですけど、58ページの市民団体のところで、ヤリタナゴを守る会とヤリタナゴ保存会とヤリタナゴの会と旧笹川を綺麗にする会って、たぶんやっていらっしゃることは同じようなことなのかなと思うのですが、4つの団体があって、会員の方もきっとそんなに多くはないのに大変だろうなと思ったのですが、どんな感じで活動されているのですか。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）簡単には、ここで4団体挙げておりますけど、目的の方も一緒なんですけど、団体として4つ団体がある、ということなのでこちらで載せさせていただきます。また、活動等について補足があれば文挾の方から。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）これらの団体は、藤岡市の笹川というところでヤリタナゴが生息していますので、そちらで観察会などを行っています。また、ヤリタナゴの生息環境を守るために清掃活動ですとか除草活動とかそういったことを行っています。

教 育 長（田中政文君）大きな目的は同じなんだろうけど設立のときの思いが少しずつ違うというところなのですかね。活動内容に違いはあるのですか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）活動内容はほとんど同じだと思います。それぞれ独自に活動していらっしゃる状態です。

教 育 長（田中政文君）活動している地区が違うということもあるのですか。

文化財保護課係長代理（文挾健太郎君）おおまかな団体の活動ですがヤリタナゴを守る会は天然記念物指定時にヤリタナゴの生息環境を保全する目的で設立されました。下戸塚地区を中心として活動していて、下戸塚にヤリタナゴがいたときには観察会を実施しています。ヤリタナゴ保存会は関東地方の絶滅危惧種魚類の保護活動を行っています。昭和59年の藤岡市史自然編調査の際にヤリタナゴを発見したのがこの団体です。ヤリタナゴの会は矢場地区の環境型水路の環境保全をしています。旧笹川を綺麗にする会は本郷地区の旧笹川の環境を保全しています。

教 育 長（田中政文君）またもし何か分かれば連絡してください。

他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、協議事項、藤岡市文化財保存活用地域計画についてを終わります。

閉 会

教 育 長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 16時2分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和7年2月17日

教育長 田 中 政 文

書 記 温 井 謙 人